

栃木県減災対策協議会規約(案)

(名称)

第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、次の各号に掲げるものを目的とする。

- (1) 栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。
- (2) 近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

(協議会の対象河川等)

第3条 協議会の対象河川等は、栃木県が管理する一級河川及びその流域、並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 協議会の議長は、会長があたる。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーとする。
- 5 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 6 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。

- (1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・土砂災害防止活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) 県内各流域で行う流域治水の共有及び検討
- (5) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「栃木県流域治水プロジェクト」の策定・公表及びフォローアップ
- (6) その他、水防災意識社会の構築、減災対策及び流域治水に関して必要な事項

(幹事会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、減災対策幹事会及び流域治水幹事会を置く。

- 2 減災対策幹事会は、前条第1項第1号から第3号及び第6号、流域治水幹事会は、前条第1項第4号から第6号について協議する。
- 3 各幹事会は、別表3及び別表5の職にある者をもって構成する。
- 4 会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 幹事会の議長は、会長があたる。
- 6 情報提供や技術的助言を受けるため、別表4及び別表6にある機関をオブザーバーとする。
- 7 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 8 幹事会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。
- 9 事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表3及び別表5の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(減災対策検討会の設置)

第7条 流域の実情に応じた取組の検討を行うため、利根川上流域減災対策検討会、渡良瀬川流域減災対策検討会、鬼怒川・小貝川上流域減災対策検討会及び久慈川・那珂川流域減災対策検討会を置く。

- 2 各減災対策検討会の対象河川は、別表7に示す河川とし、土砂災害防止に関する対象区域は、別表7の河川流域内にある土砂災害警戒区域等とする。
- 3 減災対策検討会は、別表8の職にある者をもって構成する。
- 4 全ての減災対策検討会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、減災対策検討会長に事故があるときは、減災対策検討会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 減災対策検討会の議長は、減災対策検討会長があたる。
- 6 情報提供や技術的助言を受けるため、各減災対策検討会に別表9にある機関をオブザーバーとする。
- 7 減災対策検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 8 減災対策検討会で協議した結果については、減災対策検討会長が減災対策幹事会へ報告する。
- 9 事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表8の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(流域治水検討会の設置)

第8条 流域治水対策に係る県施策の検討等を行うため、流域治水検討会を置く。

- 2 流域治水検討会は、別表10の職にある者をもって構成する。
- 3 流域治水検討会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、流域治水検討会長に事故があるときは、流域治水検討会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 流域治水検討会の議長は、流域治水検討会長があたる。
- 5 流域治水検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 6 流域治水検討会で協議した結果については、流域治水検討会長が流域治水幹事会へ

報告する。

- 7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表10の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

（事務局）

第9条 本協議会、各幹事会及び各検討会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。

- 2 事務局長は県土防災対策班長とする。

（会議の公開）

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。

- 2 各幹事会及び各検討会は非公開とする。

（協議会資料等の公表）

第11条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第13条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。

- 2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。

3 この規約は、令和元(2019)年 5月31日から施行する。

4 この規約は、令和2(2020)年 6月15日から施行する。

5 この規約は、令和3(2021)年 5月26日から施行する。

6 この規約は、令和5(2023)年 5月24日から施行する。

7 この規約は、令和6(2024)年 6月20日から施行する。

8 この規約は、令和7(2025)年 月 日から施行する。

別表1【協議会構成員】

栃木県知事	野木町長
宇都宮市長	塩谷町長
足利市長	高根沢町長
栃木市長	那須町長
佐野市長	那珂川町長
鹿沼市長	栃木県 県土整備部長
日光市長	栃木県 県土整備部 河川課長
小山市長	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長
真岡市長	栃木県 宇都宮土木事務所長
大田原市長	栃木県 鹿沼土木事務所長
矢板市長	栃木県 日光土木事務所長
那須塩原市長	栃木県 真岡土木事務所長
さくら市長	栃木県 栃木土木事務所長
那須烏山市長	栃木県 矢板土木事務所長
下野市長	栃木県 大田原土木事務所長
上三川町長	栃木県 烏山土木事務所長
益子町長	栃木県 安足土木事務所長
茂木町長	栃木県 危機管理防災局 危機管理課長
市貝町長	気象庁 宇都宮地方気象台長
芳賀町長	
壬生町長	

別表2【協議会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所
 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所
 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所

別表3【減災対策幹事会構成員】

宇都宮市	行政経営部	危機管理課長	野木町	総合政策部	総務課長
足利市	総合政策部	危機管理課長	塩谷町	くらし安全課長	
栃木市	総合政策部	危機管理課長	高根沢町	地域安全課長	
佐野市	行政経営部	危機管理課長	那須町	総務課長	
鹿沼市	総合政策部	危機管理課長	那珂川町	総務課長	
日光市	企画総務部	総務課長	栃木県	県土整備部	河川課長補佐
小山市	総務部	危機管理課長	栃木県	県土整備部	砂防水資源課長補佐
真岡市	市民生活部	危機管理課長	栃木県	宇都宮土木事務所	次長
大田原市	総合政策部	危機管理課長	栃木県	鹿沼土木事務所	次長
矢板市	市民生活部	危機管理監	栃木県	日光土木事務所	次長
那須塩原市	総務部	危機管理課長	栃木県	真岡土木事務所	次長
さくら市	総合政策部	総務課長	栃木県	栃木土木事務所	次長
那須烏山市	総務課長		栃木県	矢板土木事務所	次長
下野市	市民生活部	安全安心課長	栃木県	大田原土木事務所	次長
上三川町	総務課長		栃木県	烏山土木事務所	次長
益子町	総務部	総務課長	栃木県	安足土木事務所	次長
茂木町	総務課長		栃木県	危機管理防災局	危機管理課長補佐
市貝町	総務課長		気象庁	宇都宮地方气象台	防災管理官
芳賀町	総務課長				
壬生町	総務部	総務課長			

別表4【減災対策幹事会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所
 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所
 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所

別表5【流域治水幹事会構成員】

宇都宮市 建設部 河川課長	塩谷町 建設水道課長
足利市 都市建設部 道路河川保全課長	高根沢町 都市整備課長
栃木市 都市建設部 道路河川整備課 治水対策室長	那須町 建設課長
那珂川町 建設課長	
佐野市 技術センター部 管理課長	栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐
鹿沼市 総合政策部 危機管理課長	栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐
日光市 建設部 維持管理課長	栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐
小山市 建設水道部 治水対策課長	栃木県 農政部 農村振興課長補佐
真岡市 建設部 建設課長	栃木県 農政部 農地整備課長補佐
大田原市 建設部 道路課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐
矢板市 建設部長	栃木県 県土整備部 都市政策課長補佐
那須塩原市 建設部 保全管理課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長
さくら市 建設部 建設課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長
那須烏山市 都市建設課長	栃木県 日光土木事務所 次長
下野市 都市建設部 管理保全課長	栃木県 真岡土木事務所 次長
上三川町 都市建設課長	栃木県 栃木土木事務所 次長
益子町 産業建設部 建設課長	栃木県 矢板土木事務所 次長
茂木町 建設課長	栃木県 大田原土木事務所 次長
市貝町 建設課長	栃木県 烏山土木事務所 次長
芳賀町 建設課長	栃木県 安足土木事務所 次長
壬生町 建設部 建設課長	栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐
野木町 産業建設部 都市整備課長	

別表6【流域治水幹事会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所
 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所
 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所

別表7【各減災対策検討会の対象河川】

○利根川上流域

思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川

○渡良瀬川流域

三杉川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川及びその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川

○鬼怒川・小貝川上流域

田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川

○久慈川・那珂川流域

押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川

別表8【減災対策検討会構成員】

○利根川上流域

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長
 栃木市 総合政策部 危機管理課長
 佐野市 行政経営部 危機管理課長
 鹿沼市 総合政策部 危機管理課長
 日光市 企画総務部 総務課長
 小山市 総務部 危機管理課長
 下野市 市民生活部 安全安心課長
 上三川町 総務課長
 壬生町 総務部 総務課長
 野木町 総合政策部 総務課長

栃木県 県土整備部 河川課長補佐
 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
 栃木県 宇都宮土木事務所 次長
 栃木県 鹿沼土木事務所 次長
 栃木県 日光土木事務所 次長
 栃木県 栃木土木事務所 次長
 栃木県 安足土木事務所 次長
 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐
 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官

○渡良瀬川流域

足利市 総合政策部 危機管理課長
栃木県 総合政策部 危機管理課長
佐野市 行政経営部 危機管理課長
日光市 企画総務部 総務課長

栃木県 県土整備部 河川課長補佐
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
栃木県 日光土木事務所 次長
栃木県 栃木土木事務所 次長
栃木県 安足土木事務所 次長
栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

○鬼怒川・小貝川上流域

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長
日光市 企画総務部 総務課長
小山市 総務部 危機管理課長
真岡市 市民生活部 危機管理課長
さくら市 総合政策部 総務課長
那須烏山市 総務課長
下野市 市民生活部 安全安心課長
上三川町 総務課長
益子町 総務部 総務課長
市貝町 総務課長
芳賀町 総務課長
塩谷町 暮らし安全課長
高根沢町 地域安全課長

栃木県 県土整備部 河川課長補佐
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
栃木県 宇都宮土木事務所 次長
栃木県 日光土木事務所 次長
栃木県 真岡土木事務所 次長
栃木県 栃木土木事務所 次長
栃木県 矢板土木事務所 次長
栃木県 烏山土木事務所 次長
栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

○久慈川・那珂川流域

大田原市 総合政策部 危機管理課長
矢板市 市民生活部 危機管理監
那須塩原市 総務部 危機管理課長
さくら市 総合政策部 総務課長
那須烏山市 総務課長
茂木町 総務課長
市貝町 総務課長
塩谷町 暮らし安全課長
那須町 総務課長
那珂川町 総務課長

栃木県 県土整備部 河川課長補佐
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
栃木県 真岡土木事務所 次長
栃木県 矢板土木事務所 次長
栃木県 大田原土木事務所 次長
栃木県 烏山土木事務所 次長
栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

別表9【減災対策検討会オブザーバー】

○利根川上流域

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所

独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所

○渡良瀬川流域

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

○鬼怒川・小貝川上流域

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所

○久慈川・那珂川流域

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

別表10【流域治水検討会構成員】

栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐
 栃木県 総合政策部 地域振興課長補佐
 栃木県 経営管理部 財政課長補佐
 栃木県 経営管理部 管財課長補佐
 栃木県 環境森林部 気候変動対策課長補佐
 栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐
 栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐
 栃木県 保健福祉部 保健福祉課長補佐
 栃木県 保健福祉部 医療政策課長補佐
 栃木県 保健福祉部 高齢対策課長補佐
 栃木県 保健福祉部 障害福祉課長補佐
 栃木県 保健福祉部 こども政策課長補佐
 栃木県 産業労働観光部 産業政策課長補佐
 栃木県 農政部 農政課長補佐
 栃木県 農政部 農村振興課長補佐
 栃木県 農政部 農地整備課長補佐

栃木県 県土整備部 監理課長補佐
 栃木県 県土整備部 技術管理課長補佐
 栃木県 県土整備部 交通政策課長補佐
 栃木県 県土整備部 道路整備課長補佐
 栃木県 県土整備部 道路保全課長補佐
 栃木県 県土整備部 河川課長補佐
 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
 栃木県 県土整備部 上下水道課長補佐
 栃木県 県土整備部 都市政策課長補佐
 栃木県 県土整備部 都市整備課長補佐
 栃木県 県土整備部 建築営繕課長補佐
 栃木県 県土整備部 建築指導課長補佐
 栃木県 県土整備部 住宅課長補佐
 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐
 栃木県 危機管理防災局 消防防災課長補佐
 栃木県 企業局 地域整備課長補佐
 栃木県 企業局 電気課長補佐
 栃木県 教育委員会事務局 教育政策課長補佐
 栃木県 教育委員会事務局 施設課長補佐
 栃木県 教育委員会事務局 学校安全課長補佐

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
栃木県減災対策協議会規約(案) (名称) 第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。 (目的) 第2条 協議会は、次の各号に掲げるものを目的とする。 (1) 栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。 (2) 近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。 (協議会の対象河川等) 第3条 協議会の対象河川等は、栃木県が管理する一級河川及びその流域、並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等とする。 (協議会の構成) 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。 3 協議会の議長は、会長があたる。 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーとする。 5 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 6 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。 (1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・土砂災害防止活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有 (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ (4) 県内各流域で行う流域治水の全体像の共有及び検討 (5) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「栃木県流域治水プロジェクト」の策定・公表及びフォローアップ (6) その他、水防災意識社会の構築、減災対策及び流域治水に関して必要な事項	栃木県減災対策協議会規約 (名称) 第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。 (目的) 第2条 協議会は、次の各号に掲げるものを目的とする。 (1) 栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。 (2) 近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。 (協議会の対象河川等) 第3条 協議会の対象河川等は、栃木県が管理する一級河川及びその流域、並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等とする。 (協議会の構成) 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。 3 協議会の議長は、会長があたる。 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーとする。 5 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 6 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。 (1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・土砂災害防止活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有 (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ (4) 県内各流域で行う流域治水の全体像の共有及び検討 (5) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「栃木県流域治水プロジェクト」の策定・公表及びフォローアップ (6) その他、水防災意識社会の構築、減災対策及び流域治水に関して必要な事項	

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
(幹事会の設置) 第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、減災対策幹事会及び流域治水幹事会を置く。 2 減災対策幹事会は、前条第1項第1号から第3号及び第6号、流域治水幹事会は、前条第1項第4号から第6号について協議する。 3 各幹事会は、別表3及び別表5の職にある者をもって構成する。 4 会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 5 幹事会の議長は、会長があたる。 6 情報提供や技術的助言を受けるため、別表4及び別表6にある機関をオブザーバーとする。 7 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 8 幹事会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。 9 事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表3及び別表5の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (減災対策検討会の設置) 第7条 流域の実情に応じた取組の検討を行うため、利根川上流域減災対策検討会、渡良瀬川流域減災対策検討会、鬼怒川・小貝川上流域減災対策検討会及び久慈川・那珂川流域減災対策検討会を置く。 2 各減災対策検討会の対象河川は、別表7に示す河川とし、土砂災害防止に関する対象区域は、別表7の河川流域内にある土砂災害警戒区域等とする。 3 減災対策検討会は、別表8の職にある者をもって構成する。 4 全ての減災対策検討会会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、減災対策検討会会長に事故があるときは、減災対策検討会会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 5 減災対策検討会の議長は、減災対策検討会会長があたる。 6 情報提供や技術的助言を受けるため、各減災対策検討会に別表9にある機関をオブザーバーとする。 7 減災対策検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 8 減災対策検討会で協議した結果については、減災対策検討会会長が減災対策幹事会へ報告する。 9 事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表8の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (流域治水検討会の設置) 第8条 流域治水対策に係る県施策の検討等を行うため、流域治水検討会を置く。 2 流域治水検討会は、別表10の職にある者をもって構成する。 3 流域治水検討会会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、流域治水検討会会長に事故があるときは、流域治水検討会会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 4 流域治水検討会の議長は、流域治水検討会会長があたる。 5 流域治水検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 6 流域治水検討会で協議した結果については、流域治水検討会会長が流域治水幹事会へ	(幹事会の設置) 第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、減災対策幹事会及び流域治水幹事会を置く。 2 減災対策幹事会は、前条第1項第1号から第3号及び第6号、流域治水幹事会は、前条第1項第4号から第6号について協議する。 3 各幹事会は、別表3及び別表5の職にある者をもって構成する。 4 会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 5 幹事会の議長は、会長があたる。 6 情報提供や技術的助言を受けるため、別表4及び別表6にある機関をオブザーバーとする。 7 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 8 幹事会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。 9 事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表3及び別表5の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (減災対策検討会の設置) 第7条 流域の実情に応じた取組の検討を行うため、利根川上流域減災対策検討会、渡良瀬川流域減災対策検討会、鬼怒川・小貝川上流域減災対策検討会及び久慈川・那珂川流域減災対策検討会を置く。 2 各減災対策検討会の対象河川は、別表7に示す河川とし、土砂災害防止に関する対象区域は、別表7の河川流域内にある土砂災害警戒区域等とする。 3 減災対策検討会は、別表8の職にある者をもって構成する。 4 全ての減災対策検討会会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、減災対策検討会会長に事故があるときは、減災対策検討会会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 5 減災対策検討会の議長は、減災対策検討会会長があたる。 6 情報提供や技術的助言を受けるため、各減災対策検討会に別表9にある機関をオブザーバーとする。 7 減災対策検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 8 減災対策検討会で協議した結果については、減災対策検討会会長が減災対策幹事会へ報告する。 9 事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表8の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (流域治水検討会の設置) 第8条 流域治水対策に係る県施策の検討等を行うため、流域治水検討会を置く。 2 流域治水検討会は、別表10の職にある者をもって構成する。 3 流域治水検討会会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、流域治水検討会会長に事故があるときは、流域治水検討会会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 4 流域治水検討会の議長は、流域治水検討会会長があたる。 5 流域治水検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 6 流域治水検討会で協議した結果については、流域治水検討会会長が流域治水幹事会へ	

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
報告する。 7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表10の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (事務局) 第9条 本協議会、各幹事会及び各検討会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。 2 事務局長は県土防災対策班長とする。 (会議の公開) 第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。 2 各幹事会及び各検討会は非公開とする。 (協議会資料等の公表) 第11条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 (雑則) 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 第13条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。 2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。 3 この規約は、令和元(2019)年 5月31日から施行する。 4 この規約は、令和2(2020)年 6月15日から施行する。 5 この規約は、令和3(2021)年 5月26日から施行する。 6 この規約は、令和5(2023)年 5月24日から施行する。 7 この規約は、令和6(2024)年 6月20日から施行する。 8 この規約は、令和7(2025)年 月 日から施行する。	報告する。 7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表10の職にある者以外の者の参加を求めることができる。 (事務局) 第9条 本協議会、各幹事会及び各検討会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。 2 事務局長は県土防災対策班長とする。 (会議の公開) 第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。 2 各幹事会及び各検討会は非公開とする。 (協議会資料等の公表) 第11条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 (雑則) 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 第13条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。 2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。 3 この規約は、令和元(2019)年 5月31日から施行する。 4 この規約は、令和2(2020)年 6月15日から施行する。 5 この規約は、令和3(2021)年 5月26日から施行する。 6 この規約は、令和5(2023)年 5月24日から施行する。 7 この規約は、令和6(2024)年 6月20日から施行する。	(追加)

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
別表1【協議会構成員】 栃木県知事 壬生町長 宇都宮市長 野木町長 足利市長 塩谷町長 栃木市長 高根沢町長 佐野市長 那須町長 鹿沼市長 那珂川町長 日光市長 栃木県 県土整備部長 小山市長 栃木県 県土整備部 河川課長 真岡市長 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長 大田原市長 栃木県 宇都宮土木事務所長 矢板市長 栃木県 鹿沼土木事務所長 那須塩原市長 栃木県 日光土木事務所長 さくら市長 栃木県 真岡土木事務所長 那須烏山市長 栃木県 栃木土木事務所長 下野市長 栃木県 矢板土木事務所長 上三川町長 栃木県 大田原土木事務所長 益子町長 栃木県 烏山土木事務所長 茂木町長 栃木県 安足土木事務所長 市貝町長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長 芳賀町長 気象庁 宇都宮地方気象台長 別表2【協議会オブザーバー】 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	別表1【協議会構成員】 栃木県知事 壬生町長 宇都宮市長 野木町長 足利市長 塩谷町長 栃木市長 高根沢町長 佐野市長 那須町長 鹿沼市長 那珂川町長 日光市長 栃木県 県土整備部長 小山市長 栃木県 県土整備部 河川課長 真岡市長 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長 大田原市長 栃木県 宇都宮土木事務所長 矢板市長 栃木県 鹿沼土木事務所長 那須塩原市長 栃木県 日光土木事務所長 さくら市長 栃木県 真岡土木事務所長 那須烏山市長 栃木県 栃木土木事務所長 下野市長 栃木県 矢板土木事務所長 上三川町長 栃木県 大田原土木事務所長 益子町長 栃木県 烏山土木事務所長 茂木町長 栃木県 安足土木事務所長 市貝町長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長 芳賀町長 気象庁 宇都宮地方気象台長 別表2【協議会オブザーバー】 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所	(変更)

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
別表3【減災対策幹事会構成員】 宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 足利市 総合政策部 危機管理課長 栃木市 総合政策部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 鹿沼市 総合政策部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 総務部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 危機管理課長 大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 危機管理監 那須塩原市 総務部 危機管理課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務課長 壬生町 総務部 総務課長 野木町 総合政策部 総務課長 塩谷町 暮らし安全課長 高根沢町 地域安全課長 那須町 総務課長 那珂川町 総務課長 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 宇都宮土木事務所 次長 栃木県 鹿沼土木事務所 次長 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 真岡土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 矢板土木事務所 次長 栃木県 大田原土木事務所 次長 栃木県 烏山土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官	別表3【減災対策幹事会構成員】 宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 足利市 総合政策部 危機管理課長 栃木市 総合政策部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 鹿沼市 総合政策部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 総務部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 暮らし安全課長 大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 危機管理監 那須塩原市 総務部 危機管理課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務企画部 総務課長 壬生町 総務部 総務課長 野木町 総合政策部 総務課長 塩谷町 暮らし安全課長 高根沢町 地域安全課長 那須町 総務課長 那珂川町 総務課長 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 宇都宮土木事務所 次長 栃木県 鹿沼土木事務所 次長 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 真岡土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 矢板土木事務所 次長 栃木県 大田原土木事務所 次長 栃木県 烏山土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官	(変更) (変更)
別表4【減災対策幹事会オブザーバー】 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	別表4【減災対策幹事会オブザーバー】 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所	(変更)

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
別表5【流域治水幹事会構成員】	別表5【流域治水幹事会構成員】	
宇都宮市 建設部 河川課長 足利市 都市建設部 道路河川保全課長 栃木市 都市建設部 道路河川整備課 治水対策室長 佐野市 技術センター部 管理課長 鹿沼市 総合政策部 危機管理課長 日光市 建設部 維持管理課長 小山市 建設水道部 治水対策課長 真岡市 建設部 建設課長 大田原市 建設部 道路課長 矢板市 建設部長 那須塩原市 建設部 保全管理課長 さくら市 建設部 建設課長 那須烏山市 都市建設課長 下野市 都市建設部 管理保全課長 上三川町 都市建設課長 益子町 産業建設部 建設課長 茂木町 建設課長 市貝町 建設課長 芳賀町 建設課長 壬生町 建設部 建設課長 野木町 産業建設部 都市整備課長	塩谷町 建設水道課長 高根沢町 地域安全課長 那須町 建設課長 那珂川町 建設課長 栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐 栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐 栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐 栃木県 農政部 農村振興課長補佐 栃木県 農政部 農地整備課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 都市政策課長補佐 栃木県 宇都宮土木事務所 次長 栃木県 鹿沼土木事務所 次長 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 真岡土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 矢板土木事務所 次長 栃木県 大田原土木事務所 次長 栃木県 烏山土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐	
別表6【流域治水幹事会オブザーバー】	別表6【流域治水幹事会オブザーバー】	(変更)
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所	

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
別表7【各減災対策検討会の対象河川】	別表7【各減災対策検討会の対象河川】	
○利根川上流域 思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川	○利根川上流域 思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川	
○渡良瀬川流域 三杉川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川及びその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川	○渡良瀬川流域 三杉川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川及びその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川	
○鬼怒川・小貝川上流域 田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川	○鬼怒川・小貝川上流域 田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川	
○久慈川・那珂川流域 押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川	○久慈川・那珂川流域 押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川	
別表8【減災対策検討会構成員】	別表8【減災対策検討会構成員】	
○利根川上流域	○利根川上流域	
宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 栃 木 市 総合政策部 危機管理課長 佐 野 市 行政経営部 危機管理課長 鹿 沼 市 総合政策部 危機管理課長 日 光 市 企画総務部 総務課長 小 山 市 総務部 危機管理課長 下 野 市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 壬 生 町 総務部 総務課長 野 木 町 総合政策部 総務課長	宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 栃 木 市 総合政策部 危機管理課長 佐 野 市 行政経営部 危機管理課長 鹿 沼 市 総合政策部 危機管理課長 日 光 市 企画総務部 総務課長 小 山 市 総務部 危機管理課長 下 野 市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 壬 生 町 総務部 総務課長 野 木 町 総合政策部 総務課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 宇都宮土木事務所 次長 栃木県 鹿沼土木事務所 次長 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
○渡良瀬川流域 足利市 総合政策部 危機管理課長 栃木市 総合政策部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐 気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官 ○鬼怒川・小貝川上流域 宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 総務部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 危機管理課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務課長 塩谷町 暮らし安全課長 高根沢町 地域安全課長 ○久慈川・那珂川流域 大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 危機管理監 那須塩原市 総務部 危機管理課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 塩谷町 暮らし安全課長 那須町 総務課長 那珂川町 総務課長	○渡良瀬川流域 足利市 総合政策部 危機管理課長 栃木市 総合政策部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐 気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官 ○鬼怒川・小貝川上流域 宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 総務部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 暮らし安全課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務課長 塩谷町 暮らし安全課長 高根沢町 地域安全課長 ○久慈川・那珂川流域 大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 危機管理監 那須塩原市 総務部 危機管理課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 塩谷町 暮らし安全課長 那須町 総務課長 那珂川町 総務課長	(変更)

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
別表9【減災対策検討会オブザーバー】	別表9【減災対策検討会オブザーバー】	(変更)
○利根川上流域 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	○利根川上流域 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所	
○渡良瀬川流域 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所	○渡良瀬川流域 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所	
○鬼怒川・小貝川上流域 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所	○鬼怒川・小貝川上流域 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所	
○久慈川・那珂川流域 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所	○久慈川・那珂川流域 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所	
別表10【流域治水検討会構成員】	別表10【流域治水検討会構成員】	(変更) (変更)
栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐 栃木県 総合政策部 地域振興課長補佐 栃木県 経営管理部 財政課長補佐 栃木県 経営管理部 管財課長補佐 栃木県 環境森林部 地球温暖化対策課長補佐 栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐 栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐 栃木県 保健福祉部 保健福祉課長補佐 栃木県 保健福祉部 医療政策課長補佐 栃木県 保健福祉部 高齢対策課長補佐 栃木県 保健福祉部 障害福祉課長補佐 栃木県 保健福祉部 こども政策課長補佐 栃木県 産業労働観光部 産業政策課長補佐 栃木県 農政部 農政課長補佐 栃木県 農政部 農村振興課長補佐 栃木県 農政部 農地整備課長補佐	栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐 栃木県 総合政策部 地域振興課長補佐 栃木県 経営管理部 財政課長補佐 栃木県 経営管理部 管財課長補佐 栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐 栃木県 県民生活部 消防防災課長補佐 栃木県 環境森林部 地球温暖化対策課長補佐 栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐 栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐 栃木県 保健福祉部 保健福祉課長補佐 栃木県 保健福祉部 医療政策課長補佐 栃木県 保健福祉部 高齢対策課長補佐 栃木県 保健福祉部 障害福祉課長補佐 栃木県 保健福祉部 こども政策課長補佐 栃木県 産業労働観光部 産業政策課長補佐 栃木県 農政部 農政課長補佐 栃木県 農政部 農村振興課長補佐 栃木県 農政部 農地整備課長補佐	
栃木県 県土整備部 監理課長補佐 栃木県 県土整備部 技術管理課長補佐 栃木県 県土整備部 交通政策課長補佐 栃木県 県土整備部 道路整備課長補佐 栃木県 県土整備部 道路保全課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 県土整備部 上下水道課長補佐 栃木県 県土整備部 都市政策課長補佐 栃木県 県土整備部 都市整備課長補佐 栃木県 県土整備部 建築営繕課長補佐 栃木県 県土整備部 建築指導課長補佐 栃木県 県土整備部 住宅課長補佐 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐 栃木県 危機管理防災局 消防防災課長補佐 栃木県 企業局 地域整備課長補佐 栃木県 企業局 電気課長補佐 栃木県 教育委員会事務局 教育政策課長補佐 栃木県 教育委員会事務局 施設課長補佐 栃木県 教育委員会事務局 学校安全課長補佐	栃木県 県土整備部 監理課長補佐 栃木県 県土整備部 技術管理課長補佐 栃木県 県土整備部 交通政策課長補佐 栃木県 県土整備部 道路整備課長補佐 栃木県 県土整備部 道路保全課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 県土整備部 上下水道課長補佐 栃木県 県土整備部 都市政策課長補佐 栃木県 県土整備部 都市整備課長補佐 栃木県 県土整備部 建築課長補佐 栃木県 県土整備部 住宅課長補佐 栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐 栃木県 危機管理防災局 消防防災課長補佐 栃木県 企業局 地域整備課長補佐 栃木県 企業局 電気課長補佐 栃木県 教育委員会事務局 教育政策課長補佐 栃木県 教育委員会事務局 施設課長補佐 栃木県 教育委員会事務局 学校安全課長補佐	